

# 復興防災公園（仮称）建屋（建築）要求水準書

## 1．目的

平成30年7月豪雨災害により被災した真備地区では、平成31年3月に策定した「真備地区復興計画」により、災害の復興のシンボルとなる復興防災公園（仮称）（以下、本公園）を整備することとしており、「真備地区復興計画」を踏まえて策定された「復興防災公園（仮称）基本計画」に基づき、本公園にふさわしい建屋として求められる整備水準を定め、災害時の一時避難所となり、平常時には休憩所や防災学習、イベント等に利用できる建屋を建築することを目的とする。

## 2．整備方針

本公園は、真備地区の復興のシンボルとなる施設であるとともに、災害時における防災拠点や一時避難場所となり、平常時には防災教育の場、住民が川を感じ楽しめる場、真備の魅力を発信できる場等となる公園として整備する。また、建屋は、本公園の機能や効果を高める施設として整備するものであり、大規模災害時における防災機能のほか、平常時における利活用についても留意した計画とする。

## 3．要求水準

建屋（建築）は、災害時と平常時の2つの機能を総合的に検討し、最適な整備計画となるよう留意するものとする。

### （1）基本事項

- ・「真備地区復興計画」、「復興防災公園（仮称）基本計画」及び「小田川かわまちづくり計画」における方針等、上位・関連計画に留意する。
- ・市民意見の反映や市民との協働による管理運営等、市民と協力しながら整備する公園であることに留意する。

### （2）施設構成

建屋の延べ面積は400㎡程度とし、施設構成は、次のとおりとする。

#### 一時避難所

- ・ 160 m<sup>2</sup>+収納室 30 m<sup>2</sup> 程度
- ・ 利用者想定 80 人 (2 m<sup>2</sup>/人 × 80 人 = 160 m<sup>2</sup>)
- ・ 間仕切りにより部屋の分割利用が可能な形態とすること

#### 【災害時】

- ・ 高齢者等の避難者が利用できる形態とすること

#### 【平常時】

- ・ 公園利用者の休憩所のほか，防災の体験学習等にも利用できる形態とすること
- ・ 周辺と一体的に利用したイベント等が実施可能な形態とすること
- ・ パネル等を利用した展示コーナーが設置できる形態とすること
- ・ 収納室は，机や椅子等の保管ができる形態とすること

#### 待機室

- ・ 15 m<sup>2</sup> 程度

#### 【災害時】

- ・ 救援活動者等の待機室として利用可能な形態とすること

#### 【平常時】

- ・ 研修講師等の控室として利用可能な形態とすること

#### 防災倉庫

- ・ 100 m<sup>2</sup> 程度
- ・ シャッター等により，物資の搬入や搬出が容易な形態とすること
- ・ 備蓄品（敷マット，毛布，飲料水，乾パン，アルファ米，発電機，トイレットペーパー，タオル 等）300 人分を保管できる形態とすること
- ・ 水防資材（ゴムボート，投光器，ブルーシート，土嚢袋，台車）等を保管できる形態とすること

#### 便所

- ・ 45 m<sup>2</sup> 程度

- ・女子4穴，男子大2穴+小2穴，多目的1穴 計9穴を設けること
- ・公園利用者の便所として，常時使用可能な形態とすること
- ・水洗便所とすること
- ・下水道に接続するものとすること

#### 4．その他の留意事項

- ・駐車場に隣接した配置とすること
- ・交流広場や芝生広場と一体的に利用可能な配置とすること
- ・軒下広間（ピロティ 形状で，災害時における作業ヤードや平常時における一時的なイベント等にも活用できる空間）の利用を考慮すること
- ・災害時の停電や断水等にも対応可能な施設整備とすること
- ・真備の景観に調和したデザインとすること